

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業の検討状況について

市民環境部

1 PFI方式による事業の実施について

行政の効率化と公的財政の健全化の必要性から、平成11年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの効果的な提供を図るという理念に基づくものであり、(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想においても、「PFI方式を検討する。」としている。

一方で、「今後国の交付金の枠組みが変更となり、第3セクターへの直接交付が可能となった場合には、現事業方式の継続も検討する。」としているが、現時点では、国との情報交換において、交付金の枠組み変更の情報は得られていない状況である。

平成39年度の次期施設供用開始を確実に進めるため、君津地域4市では、現時点で方向性を決定し、早急に事業に着手する必要があると判断し、PFI方式を採用することとする。

2 民間提案方式によるPFI事業の実施について

通常のパフィ事業の進め方においては、公共側により事業の発案・基本計画策定・実施方針案の策定等を行ったうえで、特定事業を実施する事業者の選定をするが、PFI法第6条では、公共側の負担軽減と民間活力の一層の活用を図るため、民間事業者からの提案により、実施方針の策定までを行う方式が定められている。

※ 参考【PFI法 抜粋】(実施方針の策定の提案)

第6条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

この方式は、検討期間の短縮に大きな効果があり、現時点での見込みでは1年半程度の期間短縮が期待できる。

今後、平成39年度からの次期施設の稼働に向け、PFI法に沿った事業を進める中、公共側の負担が少なく、かつ事業期間の大幅な短縮が期待でき、君津地域4市にとって大きなメリットになる民間提案による方式を採用することとする。

※ 別紙1 (提案制度の概要) 及び別紙2 (スケジュール表) 参照

3 PFI事業におけるBOO方式の採用について

PFI方式による次期施設の建設、運営を進めるのに際し、PFI方式のうちBOO方式を採用することとする。

BOO方式は、民間事業者が自ら資金を調達し、施設の整備を行い、当該施設を所有し、運営を行う方式であり、PFI事業期間終了後も、民間事業者が施設を継続所有して公共には譲渡せず、その後の公共サービスは、契約の継続あるいは別途定める契約によって継続するものである。

この方式は、事業全般の裁量を民間事業者に委ねるため、民間事業者のノウハウを最も反映しやすく、事業者は、施設所有者として、施設の性能、機能を維持するための義務を負うため、柔軟に予防保全の実施、有事の際の的確な対応、創意工夫が図られることが期待できる。

さらに、施設の瑕疵及び運営の瑕疵に関する責任を民間事業者に一元化することができる方式であることから、高度な技術の集合体であり、また、その運転管理についても専門的ノウハウが不可欠である廃棄物処理施設の建設運営にはもっとも合理的であると考えらる。

※ 別紙3（各事業方式の比較表）参照

4 民間事業提案の条件

PFI法第6条による事業提案の公募は、本年10月1日から木更津市に設置する準備室において、(仮称)第2期君津地域広域廃棄物処理事業基本構想に基づき募集することとする。

(1) 事業実施用地

提案者は、君津市・富津市・袖ヶ浦市の3市内から、事業を実施するために十分な面積を有する事業実施用地を自ら選定するものとする。

(2) 事業方式

BOO方式とする。

(3) 処理方式

幅広いごみ質に対応でき、構成市の最重要課題である資源化の促進と最終処分量の極小化に資する処理方式とする。

(4) 供用開始

平成39年（2027年）4月予定とする。

(5) SPCへの財政上の支援

PFI事業により、民間活力を最大限活用しつつ、廃棄物処理に係る自治体の責務を果たし、運営の監視等に有効であることから、将来的にSPC（特別目的会社：PFI事業を実施するための企業）へ構成市が出資することを想定する。

5 民間事業提案のスケジュール

募集要領公表	平成30年10月中旬
提案書類の受付	平成31年 1月中旬
提案書の審査	平成31年 1月中旬から平成31年 3月中旬
提案結果の通知・公表	平成31年 3月下旬
実施方針の策定・公表	平成31年 4月以降

民間事業者による提案制度の概要②

民間事業者による提案制度の流れ

〔従来のPFI事業〕

公共 事業の発案・立案
実施方針案の検討・策定

〔提案制度によるPFI事業〕

公共 窓口等、民間からの提案
の受付・検討体制の整備

民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、**窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある**

提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、今後事業として実施可能性のある事業一覧を公表することも考えられる

民間 事業の発案・立案
実施方針案の検討・策定

民間への情報提供等

公共 提案内容を速やかに検討

- ア 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性
- イ 提案の実現可能性
- ウ PFI手法を活用することの妥当性
- エ 財政に及ぼす影響
- オ 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性
- カ その他

アの検討により整備等の必要性がないと判断した場合、その他の検討は不要

“事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの”を添えた提案であれば、**公共側は提案を必ず受け付けることとなる**

採用

不採用

公共 採用とする旨を
民間に通知

提案の内容に応じて検討に必要な時間は異なるため、法令上“遅滞なく”とされているが、具体的な検討期限は法定されていない

検討に相当の時間を期間を要する場合は結果を通知する時期の見込を通知する

公共 実施方針の策定

公共 不採用とする旨及び理由を民間に通知

PFI事業として実施することが適切である場合

公共 特定事業選定・入札公告等

民間提案を受けた事業において民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、当該提案を行った民間事業者を適切に評価する

公共 事業者の選定・入札等

公共 **民間** 事業の締結

PFI手法による事業スケジュール比較

	官 民	H30年度 (2018年)	H31年度 (2019年)				H32年度 (2020年)				H33年度 (2021年)				H34年度 (2022年)				H35年度 (2023年)				H36年度 (2024年)				H37年度 (2025年)				H38年度 (2026年)				H39年度 (2027年)																																										
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10
準備室開設	●	▼準備室開設																																																																											
循環型社会形成推進地域計画	●	▼策定着手 ▼コンサルタント発注 ▼申請 ▼交付金内示																																																																											
通常のPFI手続	●	▼準備作業 ▼基本計画・PFI導入可能性調査 ▼実施方針公表 ▼入札公告 ▼評価委員会設置・評価 ▼優先交渉権者決定 ▼事業契約締結																																																																											
PFI法第6条による民間提案	●	▼募集 ▼提案提出(基本計画・PFI導入可能性調査) ▼評価委員会設置 ↔ 評価委員会による評価 ▼採用決定																																																																											
予算計画	●	▼債務負担行為設定(議会議決)																																																																											
事業者選定	●	▼準備作業 ▼実施方針公表 ▼入札公告 ↔ 評価委員会による評価 ▼優先交渉権者決定 ▼事業契約締結																																																																											
環境影響評価	●	PFI事業による建設工事発注と一体発注前提																																																																											
方法書	●	▼																																																																											
現況調査	●	▼																																																																											
準備書・評価書	●	▼																																																																											
廃棄物処理施設設置届	●	▼																																																																											
建築確認申請	●	▼																																																																											
建設工事	●	▼																																																																											
用地造成	●	▼																																																																											
設計	●	▼																																																																											
現場着工	●	▼																																																																											
供用開始	●	▼供用開始																																																																											

約1年半短縮

PFI事業による建設工事発注と一体発注前提

各事業方式の比較表

方式	資金調達	設計建設	管理運営	施設所有			概要・評価	財政支出の 平準化	起債の利用	管理・運営 負担	リスク分担
				建設中	期間中 運営	終了後 事業					
DBO	公共	公 ／ 民	民間	公共	公共	公共	公共が資金調達し、公共の施設として民間企業は施設的设计・建設、維持管理を一括して行う。 財政支出が平準化されず、建設期間中の負担が大きい。 管理運営を民間に委託しても、施設管理のための技術職員の確保が必要。	△ 維持管理運営費のみ平準化	○ 低金利な起債を利用可能	× 民間主体だが職員負担増	× 公設民営のため公共がリスクを負う
BTO	民間	民間	民間	民間	公共	公共	民間企業が資金調達し、自己の施設として設計・建設、維持管理を一括して行う。施設完成後、所有権は公共に引き渡される。 実績も多く、公共において起債による資金調達が可能。 管理運営を民間に委託しても、施設管理のための技術職員の確保が必要。	○ 施設整備から維持管理運営費まで平準化	○ 低金利な起債を利用可能	× 民間主体だが職員負担増	△ 施設所有が公共のためリスクは多い
BOT	民間	民間	民間	民間	民間	公共	民間企業が資金調達し、自己の施設として設計・建設、維持管理を一括して行う。施設完成後、民間企業は契約期間にわたり施設を所有する。契約期間終了後、施設の所有権は公共に引き渡される。事業終了後は、管理運営を民間に委託しても、施設管理のための技術職員の確保が必要。 起債ができず、民間による資金調達が必要であり、資本の増強と、金利負担が委託料へ上乗せされる。	○ 施設整備から維持管理運営費まで平準化	× 運営期間中、民間所有となるため起債利用不可	× 職員負担増、運営期間終了後移管によりさらに増	○ 官民の適切なリスク設定が可能
BOO	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間企業が資金調達し、自己の施設として設計・建設、維持管理を一括して行う。 起債ができず、民間による資金調達が必要であり、資本の増強と、金利負担が委託料へ上乗せされる。 事業期間終了後も施設の所有権が民間に留まるため、事業期間中と同様の体制による運営が可能。	○ 施設整備から維持管理運営費まで平準化	× 民間所有となるため起債利用不可	○ 継続して民間責任により運営	○ 官民の適切なリスク設定が可能